

UQ mobile 通信サービス契約約款

【現行】

第 1 章～第 12 章（略）

料金表
第 1 表 料金
第 1 基本使用料
1 適用
基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(略)

(略)

(2) 基本使用料の料金種別の選択

ア 基本使用料には、UQ mobileサービスの種類及び使用しているSIMカード種別に応じて、次の料金種別があります。
(ア) デュアルサービスに係るもの
(表略)
(イ) シングルサービスに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
第 1 種 S I M カードに係るもの	データ高速プラン
	データ無制限プラン
第 2 種 S I M カードに係るもの	データ高速プラン（V）
	データ無制限プラン（V）

イ UQ mobile契約者は、UQ mobile契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次表に定めるもの以外の料金種別を選択することはできません。

くりこしプランS（V）、くりこしプランM（V）、くりこしプランL（V）、データ高速プラン（V）、データ無制限プラン（V）
--

ウ UQ mobile契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。ただし、デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記 32 に定めるところによります。

【改正】

第 1 章～第 12 章（略）

料金表
第 1 表 料金
第 1 基本使用料
1 適用
基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(略)

(略)

(2) 基本使用料の料金種別の選択

ア 基本使用料には、UQ mobileサービスの種類及び使用しているSIMカード種別に応じて、次の料金種別があります。
(ア) デュアルサービスに係るもの
(表略)
(イ) シングルサービスに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
第 1 種 S I M カードに係るもの	データ高速プラン
	データ無制限プラン
第 2 種 S I M カードに係るもの	データ高速プラン（V）
	データ無制限プラン（V）

イ UQ mobile契約者は、UQ mobile契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。ただし、次表に定めるもの以外の料金種別を選択することはできません。

くりこしプランS（V）、くりこしプランM（V）、くりこしプランL（V）

ウ UQ mobile契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に申し込んでいただきます。ただし、デュアルサービスにおける料金種別の変更の可否については、別記 32 に定めるところによります。

	エ〜ク (略)								
(略)	(略)								
(3) 総量速度規制及び基本速度規制の適用	ア 当社は、データ高速プラン等の適用を受けているUQ mobileサービスの契約者回線について、その料金月に行った通信に係るデータ量（当社の機器により測定したデータ量（特定事業者が提供するローミングに係るもの及び通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）であって、別記 28 に定めるターボOFF設定により行われた通信に係るものを除きます。以下「月間データ通信量」といいます。）が、(ア)に定める基本データ容量と(イ)に定める前料金月の繰越データ容量の合算量を超えたことを当社が確認した場合は、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その通信の伝送速度を(ウ)に定める規制速度に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。 (ア) 基本データ容量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>基本データ容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>くりこしプランM、くりこしプランM(V)</td><td>15GB</td></tr> <tr> <td>くりこしプランL、くりこしプランL(V)</td><td>25GB</td></tr> </tbody> </table> (イ)〜(ウ) (略) イ〜ウ (略)	基本使用料の料金種別	基本データ容量	(略)	(略)	くりこしプランM、くりこしプランM(V)	15GB	くりこしプランL、くりこしプランL(V)	25GB
基本使用料の料金種別	基本データ容量								
(略)	(略)								
くりこしプランM、くりこしプランM(V)	15GB								
くりこしプランL、くりこしプランL(V)	25GB								
(略)	(略)								

第2表 (略)

	エ〜ク (略)								
(略)	(略)								
(3) 総量速度規制及び基本速度規制の適用	ア 当社は、データ高速プラン等の適用を受けているUQ mobileサービスの契約者回線について、その料金月に行った通信に係るデータ量（当社の機器により測定したデータ量（特定事業者が提供するローミングに係るもの及び通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）であって、別記 28 に定めるターボOFF設定により行われた通信に係るものを除きます。以下「月間データ通信量」といいます。）が、(ア)に定める基本データ容量と(イ)に定める前料金月の繰越データ容量の合算量を超えたことを当社が確認した場合は、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その通信の伝送速度を(ウ)に定める規制速度に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。 (ア) 基本データ容量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>基本データ容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>くりこしプランM、くりこしプランM(V)</td><td>15GB</td></tr> <tr> <td>くりこしプランL、くりこしプランL(V)</td><td>25GB</td></tr> </tbody> </table> (イ)〜(ウ) (略) イ〜ウ (略)	基本使用料の料金種別	基本データ容量	(略)	(略)	くりこしプランM、くりこしプランM(V)	15GB	くりこしプランL、くりこしプランL(V)	25GB
基本使用料の料金種別	基本データ容量								
(略)	(略)								
くりこしプランM、くりこしプランM(V)	15GB								
くりこしプランL、くりこしプランL(V)	25GB								
(略)	(略)								

第2表 (略)

第3表 付随サービスに関する料金等

第6 MNP転出手数料

区分	単位	料金額
		税抜額(税込額)
MNP転出手数料	1請求ごとに	3,000円(3,300円)

第7 番号移行手数料
(表略)

別表1～別表3 (略)

別記

1 (略)

2 付随サービスの提供

(1)～(3) (略)

(4) MNP又は番号移行の取扱い

ア～カ (略)

キ UQ mobile契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定するMNP転出手数料又は番号移行手数料の支払いを要します。

ク (略)

(5)～(11) (略)

3～32 (略)

附則(20-0CT 営-007号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。

(くりこしプランの基本データ容量等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、この約款の規定にかかわらず、くりこしプラン(次表に定めるものに限り、以下この附則において同じとします。)の基本データ容量は次表のとおりとします。

基本使用料の料金種別	基本データ容量
くりこしプランM、くりこしプランM(V)	10GB
くりこしプランL、くりこしプランL(V)	20GB

第3表 付随サービスに関する料金等

第6 番号移行手数料
(表略)

別表1～別表3 (略)

別記

1 (略)

2 付随サービスの提供

(1)～(3) (略)

(4) MNP又は番号移行の取扱い

ア～カ (略)

キ UQ mobile契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第3表(付随サービスに関する料金等)に規定する番号移行手数料の支払いを要します。

ク (略)

(5)～(11) (略)

3～32 (略)

附則(20-0CT 営-007号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。

(くりこしプランの基本データ容量等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、この約款の規定にかかわらず、くりこしプラン(次表に定めるものに限り、以下この附則において同じとします。)の基本データ容量は次表のとおりとします。

基本使用料の料金種別	基本データ容量
くりこしプランM、くりこしプランM(V)	10GB
くりこしプランL、くりこしプランL(V)	20GB

3 当社は、この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、くりこしプランの適用を受けている契約者回線について、支払いのあったデータチャージ料の月間累計額から次表に定める額（支払いのあったデータチャージ料の月間累計額がその額に満たない場合は、データチャージ料の月間累計額とします。）を、そのデータチャージ料の支払いのあった日を含む料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から割引きます。

割引額
税抜額 5,000 円

4 前項の取扱いを受けている契約者回線について、UQ mobile契約の解除があった場合は、契約解除日を含む料金月までその取扱いの対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（20-OCT 営-008 号）

（実施時期）

- この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
（au契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、UQ mobile契約者は、その番号移行に係るau契約の契約解除料及び番号移行手数料（それぞれ当社のau約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。
- この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱いは、次表の右欄に定める方法により行います。

3 当社は、この改正規定実施の日から令和3年4月30日までの間、くりこしプランの適用を受けている契約者回線について、支払いのあったデータチャージ料の月間累計額から次表に定める額（支払いのあったデータチャージ料の月間累計額がその額に満たない場合は、データチャージ料の月間累計額とします。）を、そのデータチャージ料の支払いのあった日を含む料金月以降のUQ mobile通信サービスの料金から割引きます。

割引額
税抜額 5,000 円

4 前項の取扱いを受けている契約者回線について、UQ mobile契約の解除があった場合は、契約解除日を含む料金月までその取扱いの対象とします。

5 前項までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、第2項及び第3項の取扱いを適用しません。

（1）令和3年4月1日以降にUQ mobile契約の申込みがあったとき。

（2）令和3年3月31日以前に当社所定のサービス取扱所においてUQ mobile契約の申込みがあった場合であって、そのUQ mobile契約で利用するSIMカード及び端末設備に係る所定の手続きが令和3年4月1日以降に完了したとき。

（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（20-OCT 営-008 号）

（実施時期）

- この改定規定は、令和3年2月1日から実施します。
（au契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
- この改正規定実施の日以降、番号移行によるUQ mobile契約の申込み（当社が別に定めるコードを利用したものを除きます。）があった場合、UQ mobile契約者は、その番号移行に係るau契約の契約解除料及び番号移行手数料（それぞれ当社のau約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。
- この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和3年3月31日とします。）までの間、前項の取扱いは、次表の右欄に定める方法により行います。

料金	方法
契約解除料	UQ mobile 契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQmobile 通信サービスの料金から、左欄に定める料金と同額を減算
番号移行手数料	

4～5 (略)

料金	方法
契約解除料	UQ mobile 契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降のUQmobile 通信サービスの料金から、左欄に定める料金と同額を減算
番号移行手数料	

4～5 (略)

附則 (20-0CT 営-012 号)

(実施時期)

1 この改定規定は、令和3年4月1日から実施します。

ただし、この改定規定中、MNP転出手数料に関する改定規定については、令和3年4月1日以降にMNPを利用して行われたUQmobile 契約の解除について実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和3年2月1日から実施の附則第5項を第6項に改め、第4項の次に、次のとおり第5項を加えます。

5 前項までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、第2項及び第3項の取扱いを適用しません。

(1) 令和3年4月1日以降にUQmobile 契約の申込みがあったとき。

(2) 令和3年3月31日以前に当社所定のサービス取扱所においてUQmobile 契約の申込みがあった場合であって、そのUQmobile 契約で利用するSIMカード及び端末設備に係る所定の手続きが令和3年4月1日以降に完了したとき。

4 令和3年2月1日から実施の附則第3項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日 (番号移行手数料については令和3年3月31日とします。)までの間」に改めます。